慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	基督教会と徴利問題 (一)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.7 (1921. 7) ,p.913(1)- 930(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19210701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

解放叢書◇短期◇大特賣

◆特價提供部數各書僅かに五百部
◆特價期間＝六月十五日開始 七月十日〆切。
◆送　本＝着金順に從ひ即時發送
◆送　料＝各書共一册十二錢、二册十八錢、四册三十錢。

◆内容見本進呈（各書の内容を説明したる小册子）

第一編
(1) コール原著 中目尚義譯 勞働組合指針 二・二五 二・五〇
(2) 山口孤劍著 階級鬪爭史論 二・二五 二・五〇
(3) ウンターマン原著 山川均譯 マルクス經濟學 二・五五 二・八〇
(4) シュルツエ・ゲーバニツツ著 佐野學譯 マルクスかカントか 一・八〇 二・〇〇

第二編
(5) 法學博士堀江歸一著 經濟組織改造 三・一五 三・五〇
(6) エンゲルス原著 堺利彦譯 空想的及科學的社會主義 一・八〇 二・〇〇
(7) 中目尚義譯 ボルシェヴヰズム批判（原名過激派の本領） 二・〇〇 二・二〇
(8) レヴインスキ原著 貴島克巳譯 財産起源論 一・八〇 二・〇〇

第三編
(9) リー教授原著 暉峻義等譯 生理學上より見たる勞働者問題 二・二五 二・五〇
(10) ゴルデル原著 堺利彦譯 唯物史觀解說 二・〇〇 二・二〇
(11) クロポトキン原著 遠藤友四郎譯 近世科學と無政府主義 二・〇〇 二・二〇
(12) 堺利彦 山川均共編 マルクス傳（附エンゲルス傳） 二・五五 二・八〇

第四編
(13) ロイド原著 荒畑勝三譯 勞働組合論 二・二五 二・五〇
(14) 高島素之著 社會主義的諸研究 二・二五 二・五〇
(15) フランツ・オツペンハイマー著 岡上守道譯 國家論 二・二五 二・五〇
(16) カーベンター原著 山川菊榮譯 戀愛論 一・八〇 二・〇〇

第五編
(17) フレーゼー原著 岡田甲子之助譯 立憲的工場組織 二・二五 二・五〇
(18) テーラア原著 新明正道譯 ギルド國家論 一・八〇 二・〇〇
(19) 高島素之著 マルクス學研究 一・八〇 二・〇〇
(20) 法學博士堀江歸一著 勞働問題の現在及將來 二・九〇 三・二〇

東京京橋通町・大坂三休橋南
株式會社 大鐙閣 振替（東京三六六電 大阪二七二番話）（京橋一二三 南一八〇三）

三田學會雜誌 第十五卷 第七號

論說

基督教會と徴利問題（一）

高橋誠一郎

一

希臘及び羅馬に在つて國法に據りて規定せられたる所のものは、猶太民族の間に於ては神法を以て强制せられたり。エホバは猶太民が自己に順服するを條件として、彼れ等を保護す可き聖約を爲せり。猶太民が神法に服從する正常なる動機は、此の神的立法者の約諾に對する信念と其の刑罰に對する恐怖となりき。基

督教は是れよりして成文神法の思想を傳承せり。總ての基督教徒は誠實に之れを承認するに由りてイスラエルに對する神約に均霑するを得るなり。而して舊希伯來法典の儀式的部分並びに之れと共に經外傳說及び學究的釋義に基ける一切の補充的法學は全然棄却せられたりと雖も、猶ほ神法は基督の福音書及び其の使徒の書により補充せられて猶太人の聖書中に包含せらるゝものと信せられたり。基督教會は又た神法を認むるに由りて本質的に國家と其の法律より離れて統治せらるゝ共同團體として成立するなり。而して、初期の基督教徒が公式に忠節を表現するものとして課せられたる外道的儀式の執行を回避せんが爲めに市民的生活を廢棄せると、古代の社會組織と甚しく相容れざるの觀ある基督教團體の膨張が遂に國家をして深大なる恐慌を來さしめたるが爲めに彼れ等に加へられたる迫害とに由りて此の國家と教會、人法と神法との對立は愈々强固と爲るに至れり。基督教がコンスタンチヌス一世(Flavius Valerius Aurelius Constantinus)の下に國教として承認せられたる後に於ても、這般の區別は猶ほ嚴存して消滅することなかりき。神法と其の解釋者とは猶ほ羅馬帝國の俗法と法學者とより全然別個の存在を持續せり(Henry Sidgwick, The Development of European Polity, 1903, p. 221; H. Sidgwick, Outlines of the History of Ethics, 1886, pp. 109-110.)。

斯くの如き分離に由りて基督教會は當初よりして神政の萌芽を具有せり。然りと雖も、這個一切の人間生活を支配する神法の權威を認めたる人々の一團は久しきに亙りて準政治的社會を形成しつゝも、猶ほ羅馬法治下に於ける廣大なる文明社會の眞唯中に住して、現世的組織より隔遠し、敢て之れを抑制し、又たは俗法の支配を改修して之れを神法と一致せしめんことを企つることなかりしなり。實に基督教團は其の初期に在りては一切の現世的統治と没交涉なる態度を取れり。彼れ等は直接に國家を敵視することなかりしとするも、而も其の意圖する所は政治的組織及び政治的利害以外に存したるなり。原始基督教徒の見解に據れば、一般人間社會は一時サタンの支配に降りたる娑婆世界なり、迅速急激なる破壞は其の頭上に臨みつゝあるなり、固より教會の方舟中に聚集せられたる神聖なる小團體は斯くの如き世界に伍することなかるなり。斯くて希臘及び羅馬の基督教前の文明に於ける一切の社會的情操中最も高尚にして光輝あるものたりし愛

國心と市民的義務の觀念とは基督敎の影響に由りて、普遍的仁愛主義に展開し、若しくは敎會の上に集中せらるゝの傾向を示したり。ターツルヤヌス（Quintus Septimius Florens Tertullianus.）は曰く「吾人は唯一の國家即ち世界を認む」と。オーリジエニーズ（Origenes Adamantius, Ὠριγένης Ἀδαμάντιος）曰く「吾人は吾人が神の言葉に據りて打ち建てられたる祖國を有するを知る」と。（前揭 Development, pp. 221-222; Outlines, pp. 117-118.）。

斯くの如き態度は基督敎が羅馬帝國の國敎たるに至りて後も、僅に幾分の變化を來したるに過ぎざりき。斯く蔕かれたる神政の種は羅馬西帝國顚覆以後に於ける潰崩、混亂の裡に於て、羅馬敎會が克く結束して離れず、未開の侵略者に對する其の完全なる知識的優越を意識し、以て羅馬帝國の瓦解に由りて生じたる未開の諸王國及び外部のチユトン民族より形成せられたるものゝ内に在りて强固なる地盤を取得するに至れり。而して僧侶は次第に俗界の司法權より獨立し、僧正及法王の司法權は俗界の事項にも及び、敎會は暴虐無道なる君主に抗拒し、或ひは之を廢黜するの權威をすら主張するに至れり。斯くて又た地方の敎職は封建的組

織中に在つて頗る重要なる地位を占め、僧正を初めとして僧尼すら尙ほ半獨立を享有し、廣大なる地域に對して半統治的權力を行使すること宛も俗界に於ける封建の諸侯に等しきものありしなり。ヒルデブランド（Hildebrand.）の時代以來、羅馬法王廷は控訴受理の權を愈々確實に承認せられ、敎會の判決の指標たる可き意見及び決議の集積は夥しく增加して其の取扱ひ甚だしく困難と爲るに至れり。ボロニアの修道僧グレーシアヌス（Gratianus）が一千百三十九年より同四十二年に亙り、第三世紀より彼れの時代に至れる敎父の記述、法會議の條規、フランク王國の法令（Capitula regum francorum）、法王の親簡及び訓令、悔罪定例書等の資料より編纂したる「グレーシアヌスの敎令集」（Decretum Gratiani）は市民法制研究復活の氣運に促されて成りしものにして、宛もジュスチニアヌス一世（Flavius Anicius Justinianus）の法典編纂が俗界の法制に對すると等しき關係を敎界の法制に對して有するものなり。殉にグレーシアヌスの Decretum は明にジュスチニアヌスの Codex の模倣なり、固より此れを組成せる資料は彼れに比して遙かに不確定なる性質のものにして、確然たる定則を與ふるよりも寧ろ嚮導原理を指示するものとして役立てるに過ぎざ

りしと雖も）。

而して徵利問題に關しても亦た敎會の敎理は次第に俗界の法制と戰ひて、之れを制規せんとするの傾向を示しつゝありしなり。而して前者が後者を支配するの勢力を收むるに至ると共に、利子徵收の禁止は次第に其の適用の範圍を廣むるに至れるなり。

二

羅馬は共和政の末期に於て高利の害惡に由りて重大なる政治的危險の釀生せられつゝあるを觀たり。即ち氏族(gens)より家族共同團體を社會的單位と爲すに至りたる羅馬は今や私有財產の急速なる發達に由りて社會的共同破れ、市民の大多數は絕對に富裕なる少數に依賴するに至れるなり。共和政の最盛時に在りては農業と軍務とのみ惟り羅馬市民に相應せる業務なりと看做されたり。而して商工業を忌むの思想は帝政の末期に至るまで存續せり。然も交互に農業と戰役とに從事せるの一事は自作小地主の多數をして負債の重荷に惱ましめたり(Rudolf von Ihering, Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwickelung, II. S. 246.)。

彼れ等は其の戰場に在つて自己の田園を顧みること能はざる時、其の耕作を廢せざらんとせば勢ひ借財を爲さゞるを得ず。然るに戰利品を投じて廣大なる地方の土地を獲得し、雇傭勞働者及び奴隸を使役して之を耕作せる大農場(latifundia)主の競爭は、縱し、市場がシヽリア(及び後に至つては埃及)よりの供給に由りて漲溢することなかりしとするも猶ほ、自作農民をして次第に其の生計を得るを困難ならしめたり。而して帝國の全領域に於て事情は著しく貸金業者の業務を助成するものありしなり。窮迫せる農民は曾に凶作の後に於て種子を購入し、生活の必要品を取得するが爲めに借財するの已むなきに至ること稀有ならざりしのみならず、又た屢々彼れ等に割當てられたる租稅を支拂ふが爲めに借財を行はざるを得ざりしなり。社會上著しく蔑視せられたる工匠は殆んど資本を有することなく、長き仕事を請負ふ時は屢々前拂を必要とせる一方に於て、租稅の請負及び商企業を目的とせる組合に加入するに由りて獲得し得可き收益は往々にして極めて大なりしなり。斯く投資に對する有利なる界域存したるが爲に、借手は最も苛重なる條件に服するに非ざれば借入を得ること能はざりしなり(W. Cunningham, Christian

Opinion on Usury, with special reference to England, 1884, p. 14.)。

大カトー（Marcus Porcius Cato）は高利貸を以て羅馬法に由りて一般の盜賊よりも大なる罪惡を犯すものと看做されたるを指摘するに努め、而して貸付の不誠實はこれを投資と見ることを拒否す可き充分なる理由なりと做し（De Re Rustica, proem.）、シセロ（Marcus Tullius Cicero）は前者をして「徵利は殺人の一體樣なり」と主張せしめ（De Officiis, ii. 25.）、セネカ（Lucius Annæus Seneca）はアリストオテリーズと同一の論據を以て徵利を非難し（De Beneficiis, vii. 10.）、或ひは中世の神學者と等しく、徵利は時を賣ることを爲すが故に不法なりと主張し（Dr. Cleary, The Church and Usury, p. 29.）、プルータルコス（Πλούταρχος）は貸幣は子を生むことなきものなりとの論を敷衍し、當時貸金業者の行ひつゝある所のものを以て不正なりとして非難せる（De Vitando Aere Alieno. 20.）を初めとして、之れに對する社會上の攻擊頗る大なりしにも拘らず、彼れ等が業務の莫大なる利益は其の吸引力を大ならしめ、頑固なる羅馬の貴族は一方に之れを賤みながら、他方には貸金業者を其の內密の手先として使用せり。カトーも、シセロも、セネカも實は皆な高利の罪惡を犯せる者なりきと云ふ

A. De'oume, Les manieurs d'argent à Rome—les grandes compagnies par actions. Le marché. Puissance des publicans et des banquiers. 1890, pp. 60, 61.)。貸金業者は階級としては negotiatores と稱せられ、中間階級たる騎士の等級に屬するを普通とせるも、彼れ等と租稅請負人（publicani）との分界線は頗る明瞭を缺けり（William Sterns Davis, The Influence of Wealth in Imperial Rome, 1910, p. 30.）。

這般の害惡を救治するの計畫は屢々行はれたり。即ち西紀前四百五十一年及び五十年の十二銅標は利率の最高限度を劃し（恐らくは年一割若しくは一割二分なりしならんも、unciarum foenus なる辭句の意義明確を缺き、到底之れを確然了知すること能はず）、護民官リシニウス（Caius Licinius Calvus Stolo）の法典は負債の利子が三個年內に支拂はれたる元本及び差額より控除せらる可きを規定せることを始めとして諸般の法令は相次いで發布せられたり（Dureau de la Malle, Economie politique des Romains, 1840, ii. p. 259 f.; 拙著經濟學史研究」三〇六—七頁參照）。然れども這般の法制は極めて容易に回避せられ得可きものにして、徵利貸借は羅馬史の全部を貫きて行はれたるの觀あり。而して國法は又た大體に於て利子の徵收を許して、

其の最高限度を劃するの態度を取りつゝありしなり。徴利の害惡は深く人心の内部に根差せる貪婪に發す。多數の人々の良心が斯くの如き行爲の汚穢なるに覺醒せる時に於てのみ、眞に這般の害惡は抑制せらるゝを得るなり。基督教の諸教父は問題の根柢に穿入し、如何なる形態の下に潜伏するを問はず、一切の利得慾を咎責するに努めたるなり。神法は彼れ等に取りては久遠の歡喜の泉源なり。然れども神法の作用は人間自由の行爲に由りて著しく攪亂せられたり。今日の社會は神の期待と相反するものなり。神の計畫は人間自身の過失に由りて損はれたり。彼れ等の眼に映ずる現在の人間は此の神法の支配外に逸脱せる浮浪の徒なり。彼れ等は惟り自己の力のみに依りて、失はれたる樂園に歸るの道を發見することを能はざるものなり。爰に基督の福音は其の力を有するなり。

三

初め徴利の問題は專ら神學的に考察せられ、基督教會の教父等は利子を非議するに當りて先づ其の援を神及び其の默示に求め聖書の章句を引用するに努めたり。而も舊新兩聖書は絶對に徴利貸借を禁じたりと看做す可き章句を有するものに非ず。

「出埃及記」第二十二章第二十五節は記して曰く「汝若し汝と共に在る我が民の貧しき者に金を貸す時は、金貸の如く爲す可らず又た利足を取る可らず」と。「利未記」第二十五章第三十五節以下に曰く「汝の兄弟零落れ、且つ手慄ひて、汝の傍に在らば之れを扶助け、之れをして旅客又たは寄寓者の如くに汝と共に在りて、生命を保たしむ可し。汝の兄弟より利をも息をも取る可らず、神を畏る可し、又た汝の兄弟をして汝と共に在りて生命を保たしむ可し。汝、彼れに利を取りて金を貸す可らず、又た益を得んとて食物を貸す可らず」と。是れ等兩章句は單に貧民に對する貸付の際に徴利を禁止せるものと觀ざる可らず。然るに「申命記」第二十三章第十九節が「汝の兄弟より利息を取る可らず、即ち金の利息、食物の利息など、凡べて利息を生ず可き物の利息を取る可らず」と規定したるは、自己の同胞に對する一切の徴利貸借を禁じたるものと解釋し得可きが如し。而も同書は直ちに次節に於て附言して曰く「他國の人よりは汝利息を取るも宜し、唯だ汝の兄弟より利息を取る可らず」と。是れ即ち過去數世紀に亙り歐洲各國に在つて高利貸を營める猶太人が自己

の業務を是認するが爲めに援用したる所にして、又た舊約全書はイスラエル人相互間の徴利貸借を禁ずるも、イスラエル人と異邦人との間には之れを許せりと解釋せらるゝ所以なり。

其の他、尚ほ利子を徴することなかりし人々に與へられたる稱讃は之を「詩篇」第十五篇第五節、同第三十七篇第二十六節、同第百十三篇第五節、「耶利米亞記」第十五章第十節及び「以西結書」第十八章第八節に於て、又た利子を徴したる者に對して發せられたる呪詛は之れを「箴言」第二十八章第八節、「以西結書」第十八章第十三節に於て看出し得可し。其の外、「尼希米亞記」第五章第三節以下は當時人々が借財を行ふに至る道程を述べて曰く「或る人言ふ、我れ等及び我れ等の男子、女子は多し、我れ等穀物を得、食ふて生きざる可らず。或る人は言ふ、我れ等は我れ等の田畑、葡萄園及び家をも質と爲すなり、既に飢に迫れば、我れ等に穀物を獲させよ。或ひは曰く、我れ等は我れ等の田畝及び葡萄園をもて金を借りて王の租稅を納む」と。尚ほ不經書 Tobit. 亦た之れを說けり (Tob. i. 17.)。他方に於て舊約全書は前揭「詩篇」第三十七篇第二十六節及び同百十二篇第五節に於けるが如く、却つて貸付を稱揚せりと雖も、是れ明かに無利息貸付 (commodata) の場合にして、或ひは之れを神に對する貸付とも稱するを得可し。「神に對する貸付」は特に聖アウグスチヌス (Aurelius Augustinus) の愛好せる思想にして、彼れは屢〻其の「說敎集」中に於て又た「詩篇」に關する法談に於て之れに論及せり (Jacques Paul Migne, Patrologia Latina, iv. 386; v. 239, 253, 525, etc.)。神は其の貧民に對して與へられたる此の世の財貨に對して、永遠の天惠を以て報ゆるなり。

即ち舊約全書が經濟上の關係に於て其の同胞に對し寬大なる待遇を與ふ可きことを說けるは固より疑ひなき所なりと雖も、而も吾人は終に同書中に於て絕對に徴利貸借を禁止するの辭句を發見すること能はざるなり。若し夫れ新譯全書に至つては直接に徴利の問題に觸れたるもの全篇を通じて僅かに一句あるのみ。即ち「路加傳」第六章第三十五節是れなり。一般に流傳せる拉典譯 (Vulgata) に從へば、此の章句は「汝等仇を愛し、又た善を爲し、何物をも望まずして、貸し與へよ、(mutuum date, nihil inde sperantes) 然らば其の賞賜は大なり」と解釋せられたり。然るに改譯は之れを「毫も絕望することなくして (nihil desperantes)、貸し與へよ」と解釋せり。(George

O'Brien, An Essay on Mediæval Economic Teaching, 1920, p. 166.)。之れを後者の意に解する時は債務者が債務を履行すると否とに論なく、天惠を信じて懸念なく貸與す可きを勸告せるものにして全然徴利の問題に觸接することなく、之れを前者に解釋すれば、一見新約の福音は全然利子の徴收と相容れざるの觀ありと雖も、恐らく其の眞意は何等物質的現世的の報酬を期待せずして、永遠の天惠を信じて貸與す可しと云ふに存するものなる可し。

エルサレムの會議が異邦人の改宗者に負はせし「肝要なるもの」の中には「偶像に献げし物と血と勒り殺したる物と姦淫とを戒む可き」ことを敎へたるも、徴利の禁を擧ぐることなかりき（使徒行傳第十五章第二十九節）。初期の敎會に於て初信者に對する問答示敎書として使用せられたる「十二使徒の敎旨」(Didache. ——大主敎ブリエニオス Philotheos Bryennios) が君府に於て發見し、一千八百八十三年に出版せられたるもの、作者及び述作の時代に就きては定說なし）は特に徴利に就きて言說する所なし。支拂能力なき貧民より債務の償還を強要するの一事は痛く非難せられたるも、而も富者の場合に於ては然らざるなり (Didache, i.)。アレキサンドリアのクレメンス (Titus Flavius Clemens Alexandrius) は明白に其の徴利の非認を同胞間の貸付の場合に限定し、同胞を定義して「同一聖經を享有する者」即ち基督敎徒と做せり、而して兎に角彼れは之れを以て仁愛に反する罪惡と看做したるも、正義に反するものと觀ることなかりしは疑ひなき所なり (Stromata, ii. 18)。ターツルヤヌス は基督敎徒が其の貸付に對して利子を徴するは明かに不正なりと認め、「路加傳」の章句を以て元本の償還をすら期待するを戒めたる敎規なりと解釋せり (Ad Marcion, iv. 17.)。而も聖シプリアヌス (Thascius Cæcilius Cyprianus.) は激しく僧侶の利足徴收を攻擊せりと雖も、特に利子の徴收其の者が不正なりとの意見を表明することなかりき (Le Lapries, c. 5-6)。(O'Brien, op. cit., p 168.)。

然るに僧正は宗門基金の保管者として凡ゆる基督敎徒中に在りて恐らく徴利貸付に從事するの誘惑最も大なりしものなる可し。而も彼れ等が之れを行ふの動機が自己の個人的利得に非ずして宗門の爲めなりとせば、其の行爲は非難す可きものに非ざるに似たり。然れども彼れ等の間には、斯くの如き辯解を許すことも亦た疑ひなき所にして、從つて最初の宗能はざるの所業を行へる者ありしことは

規は僧侶にして金貸を營むを禁じたるが嚮がて西紀三百〇五年若しくは六年のエルヴァイラ（Elvira）の地方法會議に由りて金貸の禁を多少の宥恕を以て俗人にも及ぼせり。曰く「如何なる僧侶と雖も、利子を徴したるとを看出さるゝ時は、之れを免職し且つ破門す可し。加之ならず、若し或る俗人が金貸たること分明し、糺正せられたる時、其の常行を廢止す可きを誓約せりとせば、之れを宥恕す可し。之れに反し彼れが其の非行を持續するとせば、彼れは破門せらる可きものなりと」。以上はマンシ（Giovani Domenico Mansi）の Sacrorum Conciliorum nova et amplissima Collectio. に據れるものなるが、イヴォ（Ivo）及びグレーシアヌスの掲げたる所に依れば、此の命令は惟り僧侶の徴利のみに適用せられたるが如し。Clearyはマンシの譯文を以て恐らくは正譯ならざる可しと思惟せり（Cleary, op. cit., p. 43.）。

三百二十五年のニケア（Nicæa）大法會議の條規は利子の徴收を以て基督の教旨に反するものと做すの意見を表明せるも、而も之れを確然命令的に禁止したるは惟り僧侶に對してのみなりき（c. xvi. de Usuariis clericis.）。バアシリウス（Basilius）は激しく徴利を非難し（Homilies, 14 Psalm.）、リッサ（Nyssa）の聖グレゴリウス（Gregorius）は其の Contra Usurarios に於て、聖アムブローシウス（Ambrosius）は其の De Tobia に於て其の論法を反覆せり。是れ等の三教父は貧困なる債務者が其の債主等に迫害せられて次第々々に絶望の淵に沈み、終には自殺を遂ぐるに至り、或ひは其の子女を奴隷に賣るの已むなきに至る悲慘なる狀態を描出せり。斯くて彼れ等は徴利を以て仁愛に反するの罪惡として非議し、「路加傳」中の章句は元本の償還に關する範圍内に於ては單なる勸告に過ぎざるも、利子の徴收に關しては敎戒なりと見たり。然れども徴利が其の本質其の者に於て反正義の罪惡なりと做すの總念は未だ發生せるの觀なきなり。貨幣は本來子を産むことなしとの意見は往々にして關説せられざりしに非ざるも未だ發達せしめらるゝに至らず、アムブローシウスの如きカトーの言を是認せりと雖も（De Tobia, c. 14.）、異敎徒の所言は彼れ等に取つて有力なる論據を提供するに足らず、貨幣の多産に就きて云々せる彼れの所言は幾分アリストオテリーズのそれと類似せざるに非ざるも（id., c. 12.）、前者が直接に後者の影響を受けたりと觀ることは能はざるが如し。彼れは又た既述せるが如く、外國人より利子を徴するを許したる「申命記」の所言と、一切の徴利を禁じたるの觀あ

る「路加傳」のそれとの間に存する衝突を巧に釋明して曰く、徵利の權は戰爭の權と同一性質のものにして、兩者は同樣に論せらるゝを得可く、而して兩者は時々選民に對して許さるゝなりと（id, c. 15.）。聖ヒレーツウス（Hilarius）（In Ps. xiv）及び聖イエロニムス（Eusebius Hieronymus Sophronius）（Ad Ezech.）は依然として徵利に對する抗論の基礎を反仁慈の罪過たるの事實に置けり。加之ならず、他方に於ては敎父にして徵利の適法なるを辯護し、僧正にして之れを許容せる市民法を稱揚するものすら存せりと云ふ（Cleay, op. cit. pp. 56-7; O'Brien, op. cit. p. 172.）。

之れを要するに徵收に關する敎父の意見は未だ徹底的決定的の表明を見るこ となかりしなり。

國際貸借の理論と償金問題

堀江歸一

國際貸借論の型式

國際貸借の理論に就ては、從來多くの學者に依つて研究され、今日に於ては、略ぼ其型式が定まつて居るのである。即ち國際貸借上、債權者の地位に立つ國は其債權收入を回收するに就て、自然外國から物資の輸入を受ける爲めに、輸入超過國となる一方に、債務者の地位に居る國は其債務に對する利子を支拂うのに、物資の輸出を以つてするから、輸出超過國たらざるを得ない。輸入貿易も、輸出貿易も一國が國際貸借上の關係に於て有する諸科目中の一ッであつて、輸入貿易と輸出貿易とを對照したならば、決して兩者の均衡を得ると云ふことはなく、輸入超過か、然らずんば輸出超過か、孰れか一の方嚮に居り、輸出入の平均するが如きは、寧ろ偶然の事たるに過ぎない。然しながら輸入超過を示すのは、貿易外の國際貸借に於て、所謂